

税が支えるみんなの暮らし、税金は納期内に納めましょう

市税は皆さんの所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。身近な道路や公園の整備をはじめ、福祉や教育、保健、消防などの公共サービスは、市民の皆さん一人一人が納める税金で賄われています。より良い暮らしを支えるためにも、税金は納期内に納めましょう。

※市税：市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
 問合せ 市税の滞納・納税相談に関すること：収納課徴収係（内線2746）／市税の納付方法に関すること：収納課収納管理係（内線2742）

○納税相談はお早めに

税金は、納税者の皆さんが自主的に納期内に納めていただくものです。納期限を過ぎたら納付すると、法により本税のほかに延滞金が増算される場合があります。また、督促状を受け取って、税金を滞納したまま放置していると、勤務先への給与照会や生命保険等の財産調査が行われ、差し押さえ等の滞納処分が行われます。

お困りの事情がある方は、早めに収納課で、納税相談をしてください。

◆日曜開庁納税相談のご案内

納税について相談を希望する方で、平日に時間が取れない場合は、日曜開庁納税相談をご利用ください。

【日曜開庁相談窓口】

時間 8時30分～12時／13時～17時15分

場所 市役所1階収納課

※開庁しない場合もあります

ので、事前に問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

○さまざまな納付方法があります

◆窓口納付

市役所・各総合支所・取扱金融機関・コンビニエンスストアの窓口

ただし、コンビニエンスストアは、納付書にバーコードが印刷されていない場合、取扱期限（コンビニ利用期限）を過ぎた場合、納付書1枚あたりの税額が30万円を超える場合などは、利用できません。

◆口座振替での納付

指定した預金口座から自動的に払い込まれます。一度手続きをすれば、翌年度以降も継続されます。

◆申込方法

預金通帳またはキャッシュカード、預金口座届出印、口座振替依頼書・申込書を持参の上、直接取扱金融機関の窓口へ

※納期限日に振替ができなかった場合は、再振替ができません。

◆ペイジーでの納付

取扱金融機関のインターネットバンキング（パソコンなど）、モバイルバンキング（携帯電話）やペイジー対応のATM（現金またはキャッシュカード）から納付できます。※納期限を過ぎると利用できません。

◆クレジットカードでの納付

パソコンやスマートフォンなどで「ヤフー公金支払い」のホームページに接続し、クレジットカードの情報を登録して納付できます。※納期限を過ぎると利用できません。

※納付金額に応じて、決済手数料がかかります。利用可能なクレジットカード



軽自動車税の減免申請は5月31日(水)まで

○身体もしくは精神に障がいがある方

身体もしくは精神に障がいがあり、一定の要件を満たす方が所有する軽自動車または生計を共にする家族の方が所有する軽自動車で、当該身体障がい者等の通院・通学等のために使用する場合、軽自動車税が減免の対象となります。ただし、自動車税（県税）の減免を受けている方は対象となりません。

申請に必要なもの

- ①納税通知書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの手帳
- ③運転免許証
- ④印鑑
- ⑤別居の場合は生計が同一であることが分かる書類（源泉徴収票等）

○公益法人

公益のために直接専用するものと認められる軽自動車の場合、軽自動車税が減免の対象となります。

申請に必要なもの

- ①納税通知書
- ②減免を必要とする事由を証明するもの（設立許可書等）
- ③印鑑

○障がい者輸送用改造車

その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽

自動車の場合、軽自動車税が減免の対象となります。

申請に必要なもの ①納税通知書 ②構造が身体障がい者等の利用に供するためのものであることを証明するもの（車検証の写し等） ③印鑑

【共通】

申請方法 減免申請書（市民税課または各総合支所税務課で配布。または市ホームページからもダウンロード可。）に必要書類を添えて、減免申請書を提出してください。

減免申請書には、マイナンバーの記入が必要です。記入の際は、併せて本人確認をします。マイナンバーの記入がない場合でも減免申請書は受理します。

前年度に減免を受けた方も手続きが必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

申請期限

5月31日(水) 申請窓口・問合せ 市民税課 諸税係（内線2687）／各総合支所税務課（菖蒲・内線130／栗橋・内線225／鷺宮・内線144）